

徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金支給要綱

(通則)

第1条 徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金（以下「専攻科給付金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（通知）（令和7年5月2日7文科初第449号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本専攻科給付金は、高等学校等専攻科に在学する全ての意志ある専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、専攻科の生徒がいる低所得世帯を対象に専攻科給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ア 大学への編入基準を満たす課程を有するもの
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの
- (2) 専攻科の生徒 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「専攻科支援金交付要綱」という。）第3条又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国立専攻科支援金交付要綱」という。）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）その他知事が適当と認める者。ただし、家計が急変した世帯に属する者に限り、専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号又は国立専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に該当しない者を含めるものとする。
- (3) 生計維持者 専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号又は国立専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者

- (4) 基準日 原則として専攻科給付金の支給を受けようとする年度の認定基準日である7月1日（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日）。ただし、ア又はイに掲げる者にあっては、それぞれ当該ア又はイに定める日

ア 専攻科給付金の支給を受けようとする年度の7月以降に入学することが定められている専攻科の生徒については、入学した年度に限り、当該入学日

イ 7月2日以降に家計が急変した世帯に属する者については、原則として当該申請のあった月の翌月の1日（申請のあった日が月の初日である場合は当該申請のあった日）。ただし、知事が別に定める日までに申請のあった場合は、家計急変の発生した月の翌月の1日（家計急変の発生した日が月の初日である場合は当該家計急変の発生した日）

（専攻科給付金の支給対象者）

第4条 専攻科給付金の支給対象者は、基準日において、次に掲げる要件の全てを備える者とする。

- (1) 高等学校等専攻科に在学する専攻科の生徒の生計維持者であること。
- (2) 徳島県内に住所を有している生計維持者であること。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 生計維持者全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯

イ 生計維持者全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（アの世帯を除く。）

ウ 生計維持者全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイの世帯を除く。）

エ 家計急変による経済的理由から、別に定める基準を下回り、上記ア、イ又はウに相当すると認められる世帯（ア、イ又はウの世帯を除く。）

- 2 前項各号の規定にかかわらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる専攻科の生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の専攻科の生徒を除く。）が措置されている場合は、対象外とする。

（専攻科給付金の額等）

第5条 専攻科給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、一人の専攻科の生徒につき年1回支給し、その額は別紙に定めるとおりとする。

- 2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、別紙の金額に次の金額を加算することができる。
 - ・国公立の高等学校等専攻科に通う生徒 1 人当たり 64,800 円
 - ・私立の高等学校等専攻科に通う生徒 1 人当たり 81,000 円
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 3 号エに掲げる世帯に属する者に対する専攻科給付金の額については、申請時における最新の家計の状況を確認の上、次のとおりとする。
 - (1) 7 月 1 日までに家計が急変し、知事が別に定める日までに申請のあった場合は、別紙に定めるとおりとする。
 - (2) 7 月 2 日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、原則として別紙に定める額について当該申請のあった月の翌月以降の月数（申請のあった日が月の初日である場合は当該申請のあった月以降の月数）に応じて算定したものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、子の出生等により前条第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯に属することとなった者に対する専攻科給付金の額については、次のとおりとする。
 - (1) 7 月 1 日までに子が出生等した者は、別紙に定めるとおりとする。
 - (2) 7 月 2 日以降に子が出生等した者は、原則として別紙に定める額について当該申請のあった月の翌月以降の月数に応じて算定したものとする。
- 5 専攻科給付金の支給回数は、通算 2 回を上限とする。

（専攻科給付金の支給申請）

第 6 条 生計維持者は、専攻科給付金の支給を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 対象となる専攻科の生徒の在学する高等学校等専攻科の長が発行する在学証明書兼個人対象要件証明書（第 2 号の 1 又は 2 様式）。
 - (2) 扶養親族申告書（第 9 号様式）
 - (3) 振込口座届（第 10 号様式）
 - (4) 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する世帯に属することを証明する書類
 - ア 第 4 条第 1 項第 3 号ア又はイに掲げる世帯
基準日における生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（個人番号カード(写) 等貼付台紙（第 3 号様式）、課税証明書等）
 - イ 第 4 条第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯
基準日における生計維持者全員の道府県民税所得割額、市町村民税所得

割額を証明する書類（個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）、課税証明書等）及び「扶養する子が3人いる世帯」を証明する書類（基準日における生計維持者全員の個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

ウ 第4条第1項第3号エに掲げる世帯

家計急変の届出（第1号様式（別紙）、生計維持者の家計急変の発生事由を証明する書類（住民票の除票、診断書、離職票、開廃業等届出書、罹災証明書等）、家計急変前の収入を証明する書類（個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）、課税証明書等）、家計急変後の収入を証明する書類（直近の給与明細書、税理士等の作成した証明書類等）並びに生計維持者及びその扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（個人番号カード（写）等貼付台紙（第3号様式）又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

(5) 第5条第2項の規定に該当する場合は次に掲げる書類

被災したことを証明する書類（罹災証明書等）、再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（第8号様式）

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合及びその記載内容に疑義がある場合は、生計維持者は、その事実確認に応じなければならない。

4 第1項及び第2項各号に規定する申請書等の提出は、対象となる専攻科の生徒が在学する高等学校等専攻科を経由しなければならない。ただし、当該高等学校等専攻科が県外に所在する場合は、この限りでない。

5 専攻科支援金の申請と重複する書類や認定結果を用いることで、提出する書類を省略することができる。

（専攻科給付金の支給決定）

第7条 知事は、生計維持者から前条の規定による申請書等の提出があったときは、専攻科給付金の支給の要件について審査を行った上で、支給又は不支給を決定し、その結果を生計維持者に対し書面（第5号様式又は第6号様式）により通知するものとする。

2 前項における書類の審査等において、基準日に休学している専攻科の生徒については、原則として給付対象としない。ただし、基準日に休学している専攻科の生徒の生計維持者から申請書等の提出があった場合は、専攻科給付金の支給を受けようとする年度の12月末までに当該専攻科の生徒の復学の有無を確認した上で、支給又は不支給を決定するものとする。

（専攻科給付金の支給方法）

第8条 知事は、前条の規定により専攻科給付金の支給を決定したときは、知事が別に定める時期に生計維持者が指定する生計維持者名義の預金口座に振り込む方法により専攻科給付金の年額を一括で支給するものとする。

（専攻科給付金の代理受領）

第9条 前条の規定にかかわらず、知事は、生計維持者が負担する学校徴収金等に充てるために、生計維持者から専攻科給付金の受領を専攻科の生徒が在学する高等学校等専攻科の長（以下「学校長」という。）又は学校長が指名する者（以下「学校長等」という。）に委任する旨の委任状（第7号様式）の提出があった場合は、学校長等に対し専攻科給付金を支給することができる。

（専攻科給付金の支給決定の取消等）

第10条 知事は、生計維持者が偽りその他不正な手段により専攻科給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、支給決定を取り消された生計維持者は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された専攻科給付金の全額を返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、専攻科給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年6月5日から適用する。（オンライン学習の通信費に係る特例）
- 2 令和2年度に限り、オンライン学習の通信費として、第4条第1項第3号ア又はイに掲げる世帯に属する者に対し、それぞれ別紙に定める給付金の額に1人当たり年額10,000円（第5条第2項第2号に該当する場合は、月額1,000円（令和2年6月から令和3年3月までの10月間に限る。））を加えた額を支給する。
- 3 保護者等が前項の規定による支給を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、オンライン学習の通信費に係る追加支給申請書（第8号様式）を提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

(上乗せ支給に係る特例)

2 令和2年度に限り、支援が必要と考えられる教育費分の単価増として、第4条第1項第3号ア又はイに掲げる世帯に属する者に対し、それぞれ別紙に定める給付金の額に1人当たり年額12,000円を加えた額を支給する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒に係る改正後の第4条第1項、第6条第1項から第4項まで及び第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月2日から施行し、改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に支給の決定がなされた給付金については、なお従前の例による。

別紙

生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	高等学校等の区分	年 額 (1人当たり)
1 非課税である世帯	国公立の高等学校等専攻科	50,500円
	私立の高等学校等専攻科	52,100円
2 105,500円未満である世帯(1を除く。)	国公立の高等学校等専攻科	10,100円
	私立の高等学校等専攻科	10,420円
3 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(1及び2を除く。)	国公立の高等学校等専攻科	10,100円
	私立の高等学校等専攻科	10,420円

備 考

- この表に掲げる国公立の高等学校等専攻科は、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等専攻科とする。
- 私立の高等学校等専攻科は、1に規定する者以外の者が設置する高等学校等専攻科とする。
- 「扶養する子が3人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。

扶養する子とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものである。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等（市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など）も、扶養する子に含める。